

# 上下水道料金徴収業務における釧路市管工事業協同組合との協業について

第一環境株式会社 北海道支店 顧問 村田軍治  
元釧路市管工事業協同組合 専務理事

## 1. はじめに

弊社は上下水道料金における検針・料金徴収、電算システムの開発・運用、給水装置管理業務等の専門会社として、平成29年12月1日現在、全国123箇所の事業体から業務を受託しています。その中で、管工事業協同組合（以下管工事組合）との協業については、全国11箇所

の管工事組合と契約を締結し業務を履行しています。本稿では、平成22年4月から協業し、弊社の中では上下水道料金徴収業務における協業の先駆けとなった釧路市管工事業協同組合との釧路市における料金徴収業務の協業について紹介させていただきます。

## 2. 弊社の概要

商号	第一環境株式会社
代表者	代表取締役社長 宮崎勝己
設立	昭和50(1975)年11月12日
本社所在地	〒107-0052 東京都港区赤坂2-2-12 NBF赤坂山王スクエア
拠点数	本社・支店12ヶ所 営業所・事業所124ヶ所
事業内容	上下水道料金徴収業務（水道及び下水道検針・収納業務） 給水装置管理業務 管路管理業務 上下水道施設運転・管理業務 水道料金電算処理システムの開発・運用 ハンディターミナルの販売及び関連ソフトウェア開発
従業員数	6,158名（社員1,610名 短時間従業員4,548名）
給水車保有数	9台

## 3. 釧路市上下水道部からの業務受託内容

### ①平成22年度（初回）からの受託業務

選定方法は総合評価プロポーザル方式にて選定され、審査の結果、弊社に決定し、平成22年4月1日～平成27年3月31日までの5年間の契約で業務を履行しました。業務受託内容は以下のとおりとなります。

- ア 受付業務（電話、来庁者への対応）
- イ 検針業務（中止精算指針確認業務含む）
- ウ 漏水調査等現地再検針業務
- エ 収納業務
- オ 滞納整理業務
- カ 給水停止業務（解除含む）
- キ 各種統計資料作成業務
- ク 下水道事業に関する業務

- ケ 事務引継ぎ
- コ その他付帯する業務

## ②追加業務

平成25年5月1日から平成27年3月31日まで、平成25年5月に隣接する釧路町の28町内が釧路市の給水区域として定められたことにより、釧路町の28町内についても平成22年度からの受託業務内容と同等の業務で追加され、業務を履行しています。

## ③平成27年度（更新）からの受託業務

選定方法は、前回の選定同様、総合評価プロポーザル方式にて選定され、審査の結果、弊社に決定し、平成27年4月1日～平成32年3月31日までの5年間の契約で業務を現在履行しています。平成27年度からの受託業務に関しては、初回に公示された業務と平成25年度から追加業務として発注された釧路町の釧路市給水区域内の業務が一本化された業務内容となっています。

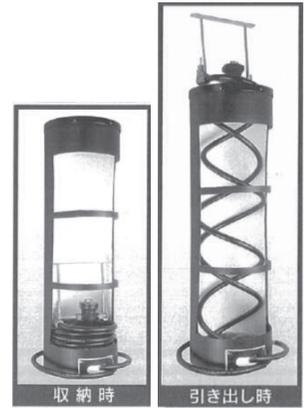
## 4. 釧路市管工事業協同組合への再委託

釧路市は、積雪は少ないものの最低気温が平均マイナス18度前後で、凍結深度も1mにも及ぶ寒冷地となっています。従って釧路市の水道メーターは、別記図（㈱富士計器提供）のとおり、深さ

### ②直近3年間の委託業務発注状況

	異常水量調査	随時検針（無届使用含む）	給水停止作業	給水停止解除	合計
平成26年度	4,434件	6,966件	1,380件	674件	13,454件
平成27年度	4,494件	6,909件	1,409件	750件	13,562件
平成28年度	5,467件	6,464件	1,325件	686件	13,942件
合計	14,395件	20,339件	4,114件	2,110件	40,958件

約1.5mの中にコイル状になった給水管と一緒に設置されています。このことから、受託業務にある漏水調査等現地再検針業務や給水停止作業及び解除作業



伸縮式メーター

は、コイル状の給水管（ポリエチレン管）と一緒にになっているメーター器を引き上げて各作業を行わなければなりません。この状況において弊社では施工技術がないことから、給水装置に係る技術的な業務を地元の釧路市管工事業協同組合と協議の上、受託業務の一部を平成32年3月31日まで再委託しています。

## 5. 釧路市管工事業協同組合への委託内容

### ①委託業務内容

- ア 漏水を含む異常水量等の現地調査業務
- イ 無届使用調整業務
- ウ 随時検針（中止指針確認）業務
- エ 給水停止補助業務
- オ 釧路市給水条例違反等を含む業務事項報告業務

### ③業務従事者の配置

漏水を含む異常水量等の現地調査や給水停止作業及び解除の際に、先に記載したコイル状の給水管を引き上げての作業となりますので、給水装置関連に詳しく、経験も豊富な3名を配置して頂き業務を履行しています。

## 6. 管工事組合と協業することのメリット

地元での作業者を確保していただけるとともに、給水装置に精通した人員が業務に従事していただけることから、現場での初期教育が不要となります。また、管工事職員からの給水装置関連知識習得の機会も増えることから、弊社従業員のスキル向上につなげることができています。

## 7. 管工事組合との様々な協業形態

これまで釧路市管工事業協同組合との協業として、再委託による協業を紹介させて頂きましたが、最近の傾向としては、再委託以外の協業形態として、北海道苫小牧市、兵庫県加古川市、岡山県倉敷市のようにJV(ジョイントベンチャー：共同企業体)を設立し協業しているところや山形県鶴岡市のようにSPC(特別目的会社)を設立し協業しているところもあります。協業形態や業務担当も多種多様となっており、加えて仕様書等による制限もありますが、それぞれの地域や時代に見合ったベストなスキームで、互いに連携しながらWin-Winの関係を引き続き構築できればと考えます。

## 8. おわりに

弊社は東京都に本社がありますが、基本的には従業員の大半が地元雇用で、地元で生活しながら業務をしていますので、本質的には地元密着の企業と言えます。また全国にある管工事組合の従業員の皆様も地元雇用であることから、両者は地元に着し、水道サービスにおいても住民の一番身近なところで仕事をしているという共通点があります。その上で、地域に密着したサービスを提供し、互いの得意分野を活かした連携を創出させることが重要だと考えます。また、水道事業は、料金収入の減少、水道施設・管路の更新等複合的な課題を抱えています。今後、先進事例がいくつかありますが、管工事組合、料金徴収業者、水道運転管理業者が連携し、包括委託による官民連携の更なる推進が、水道事業の課題解決のひとつとして、そして水道サービスを未来につなぐ上でも重要だと考えます。